2　各締約国の規制当局は、公衆との協議に関連して情報を提供し、及び意見を受領するため、電子的な通信手段を利用すべきであり、また、アクセスのための単一の専用のウェブの窓口を維持するよう努めるべきである。

3　各締約国の規制当局は、協議の結果の概要又は受領した意見を公に入手可能なものとする。この義務は、秘密の情報の保護のため、個人情報若しくは不適切な内容を公開しないため又は他の正当な理由（第三者の利益に対して害を及ぼす危険性等）のために必要な範囲においては、適用しない。

第十八・八条　影響評価

1　各締約国の規制当局は、関連する規則及び手続に従って、立案中の主要な規制措置の影響評価を体系的に実施するよう努める。

2　各締約国の規制当局は、影響評価を実施するに当たり、次の事項を考慮に入れた手続及び仕組みを設け、及び維持する。

(a)　規制措置の必要性（当該規制措置によって対処しようとする事項の性質及び重要性を含む。）

(b)　実行可能かつ適当な代替案（規制によるかどうかを問わない。）であって、自国の公共政策の目的を達成することとなるもの（適当な場合には、規律しない選択肢を含む。）

(c)　可能なかつ関連する限りにおいて、(b)に規定する代替案が社会、経済及び環境に及ぼす潜在的な影響（貿易及び中小企業（注）への影響を含む。）

(注)　この(c)の規定の適用上、英国については、「中小企業」とは、小規模企業及び零細企業をいう。

(d)　適当な場合には、検討中の選択肢が関連する国際的な基準にどのように関係するか（当該基準との相違についての理由を含む。）。

3　各締約国の規制当局は、関連する規制措置であって提案された又は最終的なものの公表までに自己の影響評価の所見を公表する。

第十八・九条　事後の評価

1　各締約国の規制当局は、効力を有する規制措置に対する定期的な事後の評価を促進するための手続又は仕組みを維持する。

2　各締約国の規制当局は、関連する規則及び手続に適合する限りにおいて、1に規定する事後の評価に関する自己の計画及び当該事後の評価の結果を公に入手可能なものとする。

第十八・十条　意見を提出するための機会

各締約国の規制当局は、自国の公共政策の目的の達成を妨げることなく、いかなる者に対しても、効力を有する規制措置の改善のための意見（簡素化又は不必要な負担の軽減のための提案を含む。）を提出する機会を与える。

第十八・十一条　規制に関する良い慣行についての情報の交換

両締約国の規制当局は、この款に規定する規制に関する良い慣行（貿易及び投資への影響に関する評価を含む影響評価に関する慣行、事後の評価に関する慣行等）についての情報の交換（規制に関する協力に関する専門委員会における情報の交換を含む。）に努める。

第三款　規制に関する協力

第十八・十二条　規制に関する協力活動

1　一方の締約国は、他方の締約国に対して規制に関する協力活動を提案することができる。一方の締約国は、第十八・十五条の規定に従って指定する連絡部局を通じてその提案を行う。

2　一方の締約国の提案について、他方の締約国は、適当な時期に当該提案を検討するものとし、また、提案した一方の締約国に対し、提案された活動が規制に関する協力に適すると認めるかどうかを通報する。

3　規制に関する協力に関する専門委員会は、締約国の要請があった場合には、1に規定する規制に関する協力活動のための提案を討議する。

4　各締約国は、規制に関する協力に適した活動を特定するために次のものを検討する。

(a)　第十八・六条に規定する一覧表

(b)　締約国の者が提出する規制に関する協力活動のための提案であって、関連する情報によって裏付けられ、及び関連する情報を伴うもの

5　各締約国の規制当局は、両締約国が規制に関する協力活動を行うことを決定する場合には、次のことを行う。

(a)　他方の締約国の規制当局に対し、新たな措置の策定又は現行の措置の修正であって、規制に関する協力活動に関連するものを通報すること。

(b)　要請があった場合には、規制に関する協力活動に関連する情報を提供し、及び当該協力活動に関連する措置について討議すること。

(c)　新たな規制措置その他の措置を策定し、又は現行の規制措置その他の措置を修正するに当たり、実行可能な範囲内で、他方の締約国による同一の又は関連する事項についての規制上の取組を検討すること。

6　両締約国は、規制に関する協力活動を任意に行うことができる。締約国は、規制に関する協力活動を行うことを拒否し、又は当該協力活動を取りやめることができる。規制に関する協力活動を行うことを拒否し、又は当該協力活動を取りやめる一方の締約国は、他方の締約国に対してそのような決定の理由を説明すべきである。

7　両締約国の規制当局は、適当な場合には、相互の同意により、両締約国の関係機関に対して規制に関する協力活動の実施を委託することができる。

第十八・十三条　規制の一貫性を促進するための良い慣行

各締約国の規制当局は、規制の一貫性を促進するため、特に、次のことを検討する。

(a)　規制上の要件（試験、資格、監査、検査等）の不必要な重複を避けるため、共通の原則、指針、行動規範、同等の相互承認及び実施手段を促進すること。

(b)　国際的な規制上の基準、指針又は他の取組を策定し、並びに当該基準、指針又は他の取組の採用及び実施を促進するため、関連する国際的な場において、二国間で協力し、及び第三国と協力すること（実行可能な場合には、共同の発意及び提案を通じて協力することを含む。）。

第四款　制度に関する規定

第十八・十四条　規制に関する協力に関する専門委員会

1　第二十三・三条の規定に基づいて設置される規制に関する協力に関する専門委員会は、この節の規定に従い、規制に関する良い慣行及び両締約国間の規制に関する協力を強化し、及び促進する。

2　規制に関する協力に関する専門委員会は、その会合に参加するよう利害関係を有する者を招請することができる。

3　規制に関する協力に関する専門委員会は、特に、次のことを行うことができる。

(a)　規制に関する協力活動のための提案を討議すること。

(b)　規制に関する良い慣行についての情報を交換し、及び当該慣行を促進すること。

(c)　両締約国が共通の関心を有する事項についての規制に関する協力活動（規制の前に行う研究についてのものを含む。）を勧告すること。

(d)　各締約国における一貫性のある規制の結果を促進するため、特に、規制措置が存在しない分野又は規制措置の策定に向けた初期の段階にある分野において、二国間の規制に関する協力活動を促進すること。

(e)　規制に関する良い慣行及び規制に関する協力を促進するため、実際的な仕組み、実施手段及び最良の慣行の策定を支援すること。

(f)　国際的な場における規制に関する協力及び調整（関連する実施中又は計画中の活動に関して定期的に二国間で情報を交換することを含む。）を奨励すること。

(g)　規制に関する協力について定期的に優先分野を特定し、及び承認すること。

(h)　必要な場合には、第二十三・三条に規定する他の専門委員会及び他の二国間の規制に関する協力の場における規制に関する協力の合理化を支援するために指針を提供すること。

(i)　第十八・十六条8に規定する協議の結果に関する報告を検討し、及び適用可能な場合には同条6に規定する満足すべき解決の実施に係る進展について検討すること。

(j)　必要な場合には、特定の規制に関する協力活動を遂行するため、規制に関する協力に関する専門委員会に対して報告を行う特別作業部会を設置すること。